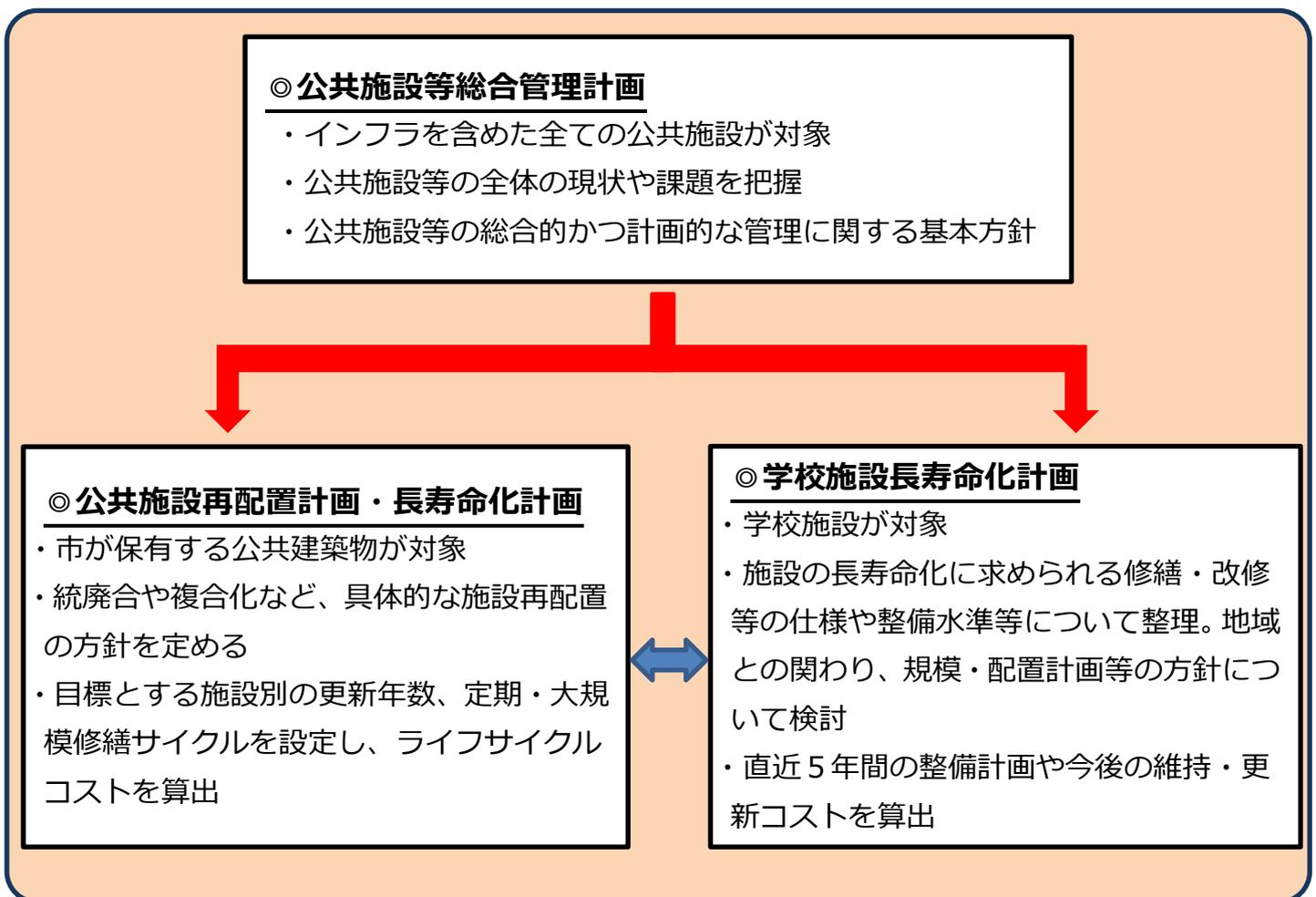


■ 公共施設再配置計画の策定期間の延長について

(1) 学校施設長寿命化計画の目的・内容

各地方公共団体は公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を平成 32 年頃までに策定することとしています。この中で、学校施設については公共施設の中で大きな割合を占めており、公共施設等総合管理計画に基づく施設の統廃合や施設総量の縮減においても重要な施設となっています。そのため、学校施設を対象とした長寿命化計画ができるだけ早期に策定されるよう、文部科学省から平成 27 年 4 月に「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」、平成 29 年 3 月に「学校施設の長寿命化計画に係る解説書」が公表されました。

なお、本市の学校施設長寿命化計画では、文部科学省から示された解説書の内容に基づき、学校施設の長寿命化に求められる修繕・改修等の仕様や整備水準等について整理し、規模・配置計画等の方針について検討を行うとともに、直近 5 年間における整備計画や今後の維持・更新コストの算出を行います。



(2) 公共施設再配置計画と公共施設長寿命化計画の関連について

学校施設長寿命化計画では、平成 28 年度に策定した公共施設総合管理計画における再編方針や基礎資料等を基に学校施設の規模や配置計画等の方針について検討します。

なお、学校施設長寿命化計画における施設の再編方針は、公共施設再配置計画のモデルケースと、また、維持・更新コストの算出は公共施設長寿命化計画とそれぞれ整合を図ります。

◎ 計画策定期間を 2 年から 3 年に延長した理由

公共施設再配置計画は平成 28 年度から市内の公共施設の評価を行い、併せて再配置案となるモデルケースの検討を進めるなど、平成 29 年度中の策定を目指してきました。

その検討過程において、学校施設に関しては、文部科学省から平成 32 年度までに学校施設長寿命化計画の策定を求められていること、また、保育園については、市内に民間保育園も存在していることから、それらも含めた市全体の保育のあり方を検討し、公立保育園適正配置方針を策定することが必要ではないかとの議論となり、市では公共施設再配置計画とこれら 2 つの計画と整合を図り策定を行うことの方針を決定しました。

なお、2 つの計画策定に必要な期間は、学校施設長寿命化計画については平成 29 年度中、また、公立保育園適正配置方針は平成 30 年度前半までの期間が必要と判断したことから、公共施設再配置計画についてはこれら 2 つの計画を受けた平成 30 年度内と変更したものです。